



毎月1回1日発行

発行 公益社団法人 全国防災協会

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町2-8(新小伝馬町ビル6F)

電話 03(6661)9730 FAX 03(6661)9733

発行責任者：水落雅彦

編集委員会：中静友則 若杉貴浩 堀内崇志 野田徹 白石栄一

印刷所：(株)白 橋



R3.5.18-19 令和3年度尼崎市水防工法訓練 (公社)全国防災協会から水防技術専門家2名を派遣

目 次

京都府で発生した近年の災害と災害復旧の取組みについて

.....京都府 建設交通部 砂防課 災害係	2
静岡県熱海市に土砂災害専門家(TEC-FORCE 高度技術指導班)を派遣	7
令和3年7月1日からの大雨による災害に係る災害救助法の適用について	8
令和3年7月1日からの大雨の災害緊急調査を実施(鹿児島県)	10
静岡県熱海市土石流災害、国直轄施行による緊急的な砂防工事を実施	10
令和3年7月1日からの大雨による被災の災害査定を効率化します	12
令和3年度水資源功績者表彰の受賞者が決定	13
令和3年7月1日からの大雨による被災の災害査定を効率化します(区域追加)	14
令和3年7月1日からの大雨による支援策とりまとめ	15
令和3年梅雨前線豪雨等による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の 指定見込みについて	16
令和3年度 災害復旧技術専門家(九州ブロック国土交通省 OB)勉強会	17
北海道地区水防技術講習会での水防専門家活動について	18
被害報告	7月30日現在 19

(2) 復旧状況

平成30年までに発生した土木施設災害の復旧工事については、令和3年7月末時点で2箇所を除いて

完了しました。また、残る工事についても早期に完了させるため、復旧工事を急ピッチで進めているところです。

① 朝根川（綾部市古屋）

H29・台風21号 砂防堰堤損壊 L=250m



② 一級河川 鴨川（京都市中京区）

H30・7月豪雨 護岸欠壊 L=33.5m



③ 主要地方道 綾部大江宮津線（福知山市大江町）

H30・7 月豪雨 路肩侵食 L=138.7m



④ 主要地方道 京都日吉美山線（南丹市八木町）

H30・7 月豪雨 斜面崩壊 L=81.8m



3. 災害に備えて

(1) 土木施設災害復旧事業担当者会議

京都府では災害復旧事業に携わる府及び市町村職員の資質の向上と事業の適正な執行を図るため、「土木施設災害復旧事業担当者会議」を毎年開催しています。

各年度第 1 回目は実務経験の浅い職員を対象として、災害復旧事業の概要、基本的事項、留意事項等について、研修と意見交換を行っています。

更に災害発生件数が少ない年は、第 2 回目を開催し、設計変更における留意点等、より実践的な内容

としています。

昨年度と今年度第 1 回目は新型コロナウイルスの感染防止のため、資料送付と WEB 形式としましたが、今年度の 2 回目以降は対面形式での開催を予定しています。

(2) 京都府市町村災害復旧サポーター派遣制度

近年の台風や集中豪雨等による甚大な災害が頻発している中、災害対応を迅速かつ確実に実施する必要があります。一方、全国の市町村と同様、府内市町村においても数名の技術者職員が災害復旧事業を

担っているところもあり、京都府や国への技術的支援を求める声が強くなっています。

このため、京都府と一般財団法人京都技術サポートセンター^(※)では相互連携・協力し、府及び市町村の土木系技術職員OBの人材を活用した「京都市町村災害復旧サポーター」派遣制度を創設し、令和3年4月から運用を開始し、現在12名が登録されています。

災害復旧サポーターは、災害発生時に市町村からの派遣要請を受け、被災状況の調査や復旧工事の技術的なアドバイスなどをボランティアとして無償（派遣に要した交通費は市町村が負担）で活動し、市町村支援を行います。

(※) 京都府、京都市長会及び京都市町村会が設立者となり、京都府及び府内の市町村における社会資本の計画的で効率的な維持管理、建設・整備と各種の技術支援、人材育成を目的に平成28年4月に設立された一般財団法人



写真-1 京都市町村災害復旧サポーター登録証交付式
(知事からサポーター代表へユニフォームの授与)

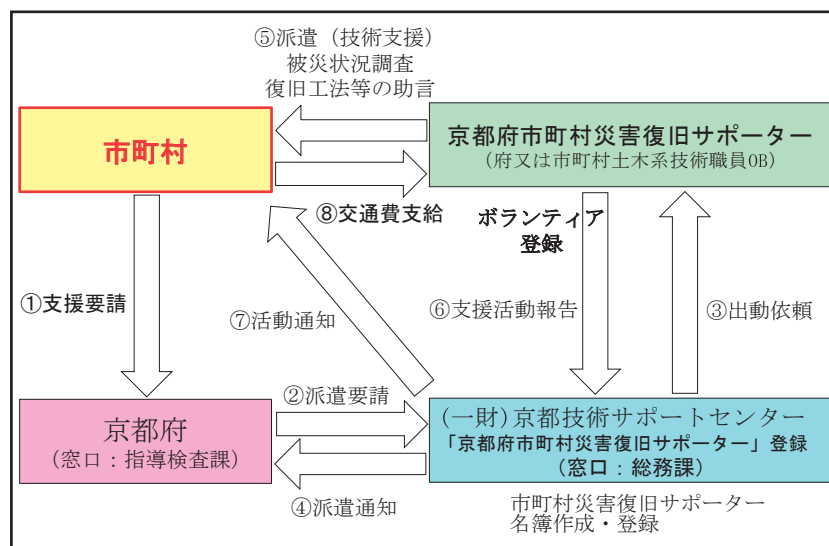


図-2 「京都市町村災害復旧サポーター」派遣制度の枠組み

(3) 二級河川吉野川河川等災害関連事業完了のPR

平成29年台風第18号の豪雨により被災した、二級河川吉野川（京丹後市）で進めてきた、河川等災害関連事業が完了したことから、地元の温泉施設（宇

川温泉よし野の里：京丹後市丹後町久僧）において、当時の被災状況や復旧工事の概要をパネル展示し、流域の治水安全度が向上したことを、広く周知する取り組みを実施しました。

二級河川吉野川河川等災害関連事業について ～平成29年「台風第18号」による豪雨～

平成29年9月の台風第18号による豪雨により、甚大な浸水被害が発生した二級河川吉野川（京丹後市）において、災害復旧事業と併せて河川等災害関連事業を進めてきましたが、令和3年3月末をもって完了しました。

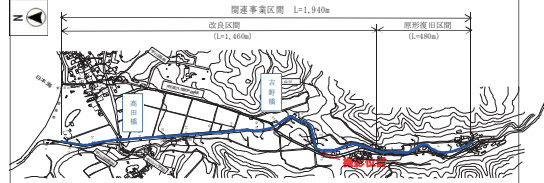
※ 再度災害防止を図るため、被害を受けていない区間を含めた一連区間を対象に、災害復旧費に災害関連費を加え、河道拡幅、築堤盛土工等の改良工事を実施するもの。

1. 事業概要

事業主体：京都府（丹後土木事務所）
河川名：二級河川 吉野川（京丹後市丹後町谷内地内）
事業期間：平成29年度～令和2年度
事業費：約5億円
事業内容：延長 $L=1,940\text{m}$
護岸工 $A=7,700\text{m}^2$
築堤盛土工 $V=13,900\text{m}^3$



2. 計画平面図及び復旧状況



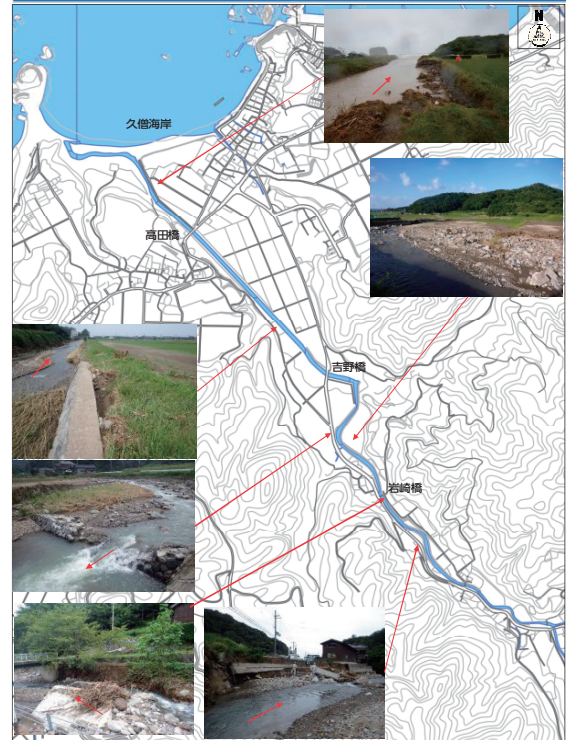
【被災時】



【完了】



被災時の写真（平成29年9月）



工事完成写真①（令和3年3月）



工事完成写真②（令和3年3月）



4. おわりに

迅速な復旧が実現できているのは、限られた時間の中で測量・設計業務、応急工事、本復旧工事を進めていただいた測量設計コンサルタント、工事受注者の皆様のご尽力の賜物であり、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

また、事前打合せから災害査定まで、多岐にわたるご指導とご協力を賜りました国土交通省、財務省の皆様におかれましても、この場をお借りしまして

厚く御礼申し上げます。

「土木施設災害復旧事業担当者会議」や「京都市町村災害復旧サポーター」等の取組みの継続、発展に加え、ICTの活用等による災害査定・復旧工事の効率化についても検討し、地域の安心・安全が一日でも早く確保できるよう努めてまいりたいと考えていますので、これからもご指導、ご鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。

いのちとくらしをまもる 防災減災

静岡県熱海市で発生した土砂災害に対して 土砂災害専門家等(TEC-FORCE 高度技術指導班)を派遣します

令和3年7月3日 水管理・国土保全局砂防部
国土技術政策総合研究所

梅雨前線に伴う大雨によって、静岡県熱海市伊豆山で発生した土砂崩れに対して、静岡県の要請により、7月3日(土)に土砂災害専門家(TEC-FORCE 高度技術指導班)を派遣します。

1. 土砂災害専門家等(TEC-FORCE 高度技術指導班)

国土技術政策総合研究所 土砂災害研究部
砂防研究室

室長	やま	こし	たか	お
	山	越	隆	雄
研究官	いずみ	やま	ひろ	あき
	泉	山	寛	明

2. 派遣日

令和3年7月3日(土)

3. 派遣先

静岡県

その他

・天候等により、予定が変わる可能性があります。



令和 3 年 7 月 1 日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について

令和 3 年 7 月 12 日 内閣府(防災担当)

1. 災害の概要

令和 3 年 7 月の梅雨前線に伴う大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそ

れが生じていることから、静岡県、鳥取県、島根県及び鹿児島県は 9 市 2 町 に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備考
【静岡県】 熱海市 (あたみし)	7 月 3 日	梅雨前線に伴う大雨により、土石流が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
【鳥取県】 鳥取市 (とっとりし)	7 月 7 日	梅雨前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
【島根県】 松江市 (まつえし) 出雲市 (いずもし)			
【島根県】 安来市 (やすぎし) 雲南市 (うなんし)	7 月 12 日	梅雨前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
【鹿児島県】 出水市 (いずみし) 薩摩川内市 (さつませんだいし) 伊佐市 (いざし) 薩摩郡さつま町 (さつまぐんさつまちょう) 姶良郡湧水町 (あいらぐんゆうすいちょう)	7 月 10 日	梅雨前線に伴う大雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

2. これまでにとられた措置

- ・被災者の救出
- ・避難所の設置 等

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。

■ 災害が発生した場合の対応



■ 災害が発生するおそれがある場合の対応



1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において**現に救助を必要とする者**に行う。（法第2条第2項）
 - ① 災害により一定数以上の住家の**滅失（全壊）**が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に**生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等**（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、**現に救助を必要とする者に救助を行うことができる**。（法第2条第2項）

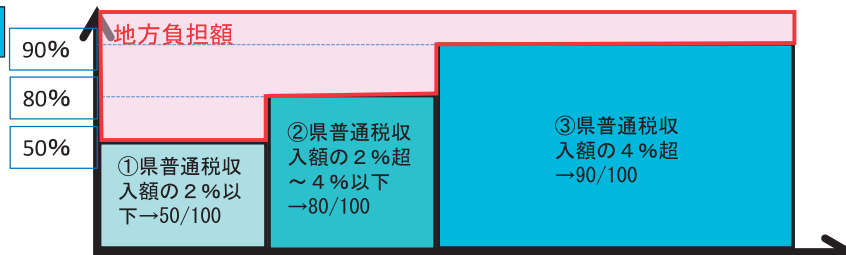
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体 （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置（S22～）	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(9) 学用品の給与（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(10) 埋葬（S22～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(11) 死体の搜索・処理（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(8) 住宅の応急修理（S28～）	(12) 障害物の除去（S34～）

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める**。（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：**一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準（※）を定めることができる**。（※令第3条第2項）

3. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和 3 年 7 月大雨関連

国土交通本省災害査定官を派遣し、 被災した河川・道路等の迅速な復旧を支援します ～令和 3 年 7 月 1 日からの大雨の災害緊急調査を実施～

令和 3 年 7 月 16 日 水管理・国土保全局防災課

令和 3 年 7 月 1 日からの大雨について、被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災した公共土木施設に対する応急措置及び復旧工法等の技術的な助言・指導のため、国土交通本省災害査定官を鹿児島県に派遣し、災害緊急調査を実施します。

【災害緊急調査】

○派遣日程：令和 3 年 7 月 19 日(月)からの予定
現地調査は令和 3 年 7 月 20 日(火)からの予定

○派遣者：国土交通省水管理・国土保全局防災課
災害査定官
原田 隆二（はらだ りゅうじ）

○派遣先：鹿児島県内の河川・道路等
（詳細調整中）

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo06_hh_000194.html

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和 3 年 7 月大雨関連

静岡県熱海市における土石流災害からの早期復旧に向け 国直轄施工による緊急的な砂防工事を実施

令和 3 年 7 月 20 日 水管理・国土保全局砂防部

令和 3 年 7 月 1 日からの大雨により、静岡県熱海市伊豆山^{いずさんあいぞめ}逢初川で発生した土石流は、上流部の幅約 100m、長さ約 100m の斜面崩壊を発生源として、約 2 km 流下し、約 130 棟の建物等に被害を与えました。

溪流内に堆積した不安定土砂が、今後の降雨により二次災害が発生するおそれが極めて高い状況にあります。

二次災害の防止、地域の方々の生活再建の支援のため、速やかな復旧には無人化施工等の高度な技術を必要とすることなどから、7 月 15 日(木)の静岡県知事からの要請を受け、国直轄施工による緊急的な砂防工事を実施します。

○実施箇所 二級河川逢初川水系逢初川
（静岡県熱海市伊豆山）

○内 容 土石流対策
・既設砂防堰堤の除石
・砂防堰堤の新設 等

○開始日 令和 3 年 7 月 20 日(火)

https://www.mlit.go.jp/report/press/sabo02_hh_000119.html

国直轄施工による緊急的な砂防工事の概要



【逢初川水系逢初川】

静岡県熱海市伊豆山地区

○令和3年7月3日土石流災害による被害状況

- ・人的被害: 死者18名、中等症3名、その他25名（行方不明者10名）
- ・人家被害: 被害棟数131棟（128世帯、216名） ※令和3年7月19日時点

○主な対策

- ・既設砂防堰堤の除石、砂防堰堤の新設、不安定部の除去、仮設ブロック堰堤等

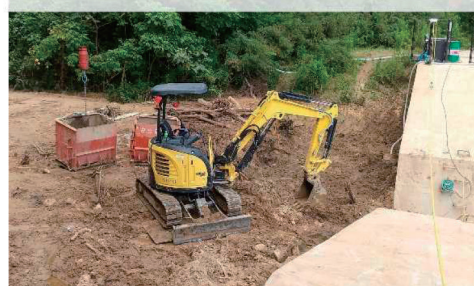
不安定部の除去
(イメージ)



砂防堰堤の新設
(設置イメージ)



既設砂防堰堤の除石
(施工イメージ)



仮設ブロック堰堤
(設置イメージ)



※実施内容は現地の状況により変更する場合があります

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和 3 年 7 月大雨関連

令和 3 年 7 月 1 日からの大雨により被災した 河川・道路等の迅速な復旧を支援

～災害査定を効率化します～

令和 3 年 7 月 20 日 水管理・国土保全局防災課

令和 3 年 7 月 1 日からの大雨により多くの公共土木施設が被災しています。このため、災害復旧事業の災害査定について、被害件数が多い地方公共団体において、被災現場に赴かずに書面により査定を行う対象を拡げること等により、災害査定を効率化します。

これにより、地方公共団体の災害査定の迅速化を図ります。

<対象区域>

神奈川県、静岡県、愛知県

※ 上記の対象区域は、7 月 9 日現在の調査結果に基づく被害報告によるものであり、今後の調査結果により上記以外の区域においても効率化を行う場合があります。

○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

<災害査定の効率化>

○書面による査定上限額の引き上げにより査定に要する時間や人員を大幅に縮減

- ・書面による査定上限額を通常 300 万円未満から以下のとおり引き上げる。

(水管理・国土保全局所管施設)

神奈川県：1,500 万円以下

静岡県：3,000 万円以下

愛知県：2,000 万円以下



水の週間関連行事

水資源行政に顕著な功績のあった5団体を表彰

～令和3年度水資源功績者表彰の受賞者が決定～

令和3年7月28日 水管理・国土保全局水資源部水資源政策課

国土交通省は、水資源の開発、利用、水源の涵養等に長年にわたって尽力されるなど、特に顕著な功績があると認められる個人又は団体を表彰する水資源功績者表彰の受賞者（団体：5団体）を決定しました。

本表彰は、「水の日」（8月1日）及び「水の週間」（8月1日～7日）の行事の一環として昭和54年より実施しているものです。

令和3年度水資源功績者表彰受賞者と功績概要

[団体]…5団体

受 賞 者	功 績 概 要
つなとり 綱取ダムの環境と 清流を守る会 (岩手県)	昭和57年の設立以来、多様な主体と連携し、綱取ダム周辺の緑や景観を守る会守るため、清掃活動や不法投棄パトロールなどの取組を行うとともに、綱取ダム管理事務所と連携し、地域住民が参加する森林浴・植物観察会や木工教室、ダム湖巡視などのイベントを実施している。
もおか環境パート ナーシップ会議 (栃木県)	平成18年の設立以来、江川・大久保川の清掃・保全活動及び植樹・緑化活動を実施するとともに、市内小学校での河川に関する環境出前講座の実施のほか、小学生親子を対象とした水資源保全についての環境学習会を実施している。
ながの はらまち 長野原町 (群馬県)	昭和27年のハッ場ダム建設の調査着手以降、半世紀以上にわたり、ハッ場ダム建設事業について、地域住民や国、県などさまざまな関係者との調整を図るなど、首都圏における重要な水資源開発に大きく貢献した。
ひがしあがつままち 東 吾妻町 (群馬県)	昭和27年のハッ場ダム建設の調査着手以降、半世紀以上にわたり、ハッ場ダム建設事業について、地域住民や国、県などさまざまな関係者との調整を図るなど、首都圏における重要な水資源開発に大きく貢献した。
次世代のためにが んばろ会 (熊本県)	平成13年の設立以来、熊本大学や八代市と共同で、市内の高校生及び小中学生、地元企業、行政機関などが参加する「八代海河川・浜辺の大そうじ大会」を毎年開催するとともに、熊本大学や国土交通省、八代市、地元企業と連携し、水の重要性について啓発を行う「青少年水サミット2020 in 八代（オンライン開催）」を開催した。

なお、例年、国土交通省（本省）で行っている表彰式は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が東京都に発出されたことを受け、開催を取りやめることとします。

国土交通省 HP（水資源功績者表彰）

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/tochimizushigen_mizsei_tk1_000015.html

いのちとくらしをまもる 防災減災

令和 3 年 7 月大雨関連

令和 3 年 7 月 1 日からの大雨により被災した 河川・道路等の迅速な復旧を支援

～災害査定を効率化します～

令和 3 年 7 月 30 日 水管理・国土保全局防災課

国土交通省水管理・国土保全局では、令和 3 年 7 月 1 日からの大雨により被災した公共土木施設の災害査定について、災害査定の効率化を適用し、20 日に地方公共団体に対して通知しているところですが、被害状況を踏まえ、本日、対象となる区域を追加決定しました。

これにより、地方公共団体の災害査定の迅速化を図ります。

<追加対象区域>

鳥取県、島根県、広島県、鹿児島県

※ 上記の対象区域は、7 月 26 日現在の調査結果に基づく被害報告によるものであり、今後の調査結果により上記以外の区域においても効率化を行う場合があります。

○設計図書の簡素化により早期の災害査定を実施

- ・既存地図や航空写真、代表断面図を活用することで、測量・作図作業等を縮減する。
- ・土砂崩落等により被災箇所へ近寄れない現場に対し、航空写真等を用いることで、調査に要する時間を縮減する。

<参考：通知済の対象区域>

神奈川県、静岡県、愛知県

<災害査定の効率化>

○書面による査定上限額の引き上げにより査定に要する時間や人員を大幅に縮減

- ・書面による査定上限額を通常 300 万円未満から以下のとおり引き上げる。

(水管理・国土保全局所管施設)

神奈川県：1,500 万円以下

静岡県：3,000 万円以下

愛知県：2,000 万円以下

鳥取県：1,500 万円以下

島根県：1,500 万円以下

広島県：2,000 万円以下

鹿児島県：1,000 万円以下

令和 3 年 7 月 1 日からの大雨に係る支援策とりまとめ

令和 3 年 7 月 30 日 令和 3 年 7 月 1 日からの大雨被災者生活・生業再建支援チーム

1. 基本方針

- 新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和 3 年 7 月 1 日からの大雨に対し、被災者の生活と生業の再建に向け、被災地のニーズや地域ごとの特性を踏まえつつ、できることは全てやるという姿勢の下、緊急に対応すべき施策を取りまとめる。
- 引き続き被災者の目線に立ち、被災自治体等とともに、一日も早い被災地の応急復旧、生活の再建、生業の再建等に全力を尽くしていく。
- さらに、今回の災害対応を教訓として、今後起こり得る豪雨や台風等への対応に万全を期し、被害の発生を最小限に抑えるよう、関係機関が一体となって取り組む。

2. 緊急対応策(主なもの)

(1) 生活の再建

- 住まいの確保
 - ・ 応急仮設住宅の供与等及び公営住宅等の確保による
応急的な住まいの確保と空室情報の提供 等
 - ・ 被災者生活再建支援金の支給(最大300万円)
 - ・ 被災者の住宅に関する相談窓口の設置、現地相談実施への支援 等
- 災害廃棄物の処理
 - ・ 宅地内の**廃棄物・土砂の迅速な撤去**による生活の早期再建促進
- 切れ目のない被災者支援
 - ・ 仮設住宅に入居する被災者等の見守り・相談支援等
 - ・ 学習・就学支援 等
- 金融支援等
 - ・ 金融機関の返済猶予等の柔軟な対応、自然災害債務整理ガイドラインによる被災者の債務整理支援 等

(2) 生業の再建

- 中小・小規模事業者の支援
 - ・ **小規模事業者支援推進事業の補助上限・補助率の引き上げ** 等
 - ・ **小規模事業者持続化補助金の優先採択**
 - ・ 中小企業団体等への特別相談窓口の設置
 - ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援等
 - ・ 事業者支援の体制を迅速に整備し、継続的に支援を実施
- 観光復興に向けた支援
 - ・ 被災観光地における「地域観光事業支援」を活用した**クーポン券の上限金額のかさ上げ**
 - ・ 地域と連携した SNS や HP を通じた**正確な被災地情報の発信**等
による観光需要回復や風評被害の払拭
- 農林漁業者の支援
 - ・ 被害を受けた山林、林道等の復旧、荒廃林地における森林整備、治山対策
 - ・ 漁場環境の回復に向けた支援
 - ・ 日本政策金融公庫等による資金繰り支援等

【林道施設の法面崩れ等】



【街中の土石流被害】

(3) 災害復旧等

- 公共土木施設等の迅速な災害復旧等
 - ・ 被災した公共土木施設・農林水産業施設等の災害復旧
 - ・ 大規模な土石流災害が発生した逢初川において、再度の災害防止のため**国直轄の緊急的な砂防工事を実施**

【逢初橋付近の土石流被害】
(静岡県提供)



○被災した地域の復興まちづくり

- ・ 住宅地に局所的かつ甚大な土石流災害が生じ、更なる災害発生に警戒する必要がある熱海市について、**まちづくりの方針策定を重点的に支援**

※本支援策により生じる地方負担については、被災自治体の財政運営に支障が生じないよう、適切に地方財政措置を講ずる。

3. 今後の課題

- 盛土による災害の防止に向けた総点検と対応策の検討
- 線状降水帯の予測精度向上に向けた取組の強化・加速化



令和 3 年梅雨前線豪雨等による災害についての激甚災害 及びこれに対し適用すべき措置の指定見込みについて

令和 3 年 7 月 30 日 内閣府(防災担当)

令和 3 年梅雨前線豪雨等による災害については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害に指定し、別紙の措置

を適用する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

(別紙)

1. 激甚災害の指定（見込み）

令和 3 年梅雨前線豪雨等による災害（仮称）

2. 適用措置の指定（見込み）

【局激】

【適用措置】	【対象地域】
○公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（法第 3 条、第 4 条） 公共土木施設の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等の根拠法令等に基づく通常の国庫補助率を嵩上げ。 （過去 5 カ年の実績の平均では公共土木施設等は 68% → 82% に嵩上げ）	島根県 うんなし雲南市 いinanちよう飯南町 鹿児島県さつま町 ちよう

激甚災害指定により適用される措置の概要

（第 3・4 条）公共土木施設災害復旧事業等

<措置の概要>

○ 公共土木施設（河川・海岸・砂防施設・道路・港湾・漁港・下水道・公園等）、公立学校、公営住宅、生活保護・児童福祉・老人福祉・障害者福祉等の施設の災害復旧事業、地方公共団体が行う感染症予防事業、流入した土砂等や浸水の排除事業等が対象。

○ 例えば、公共土木施設災害復旧事業では、事業費総額が自治体の標準税収入の一定割合を超える場合に、激甚災害に指定されていなくても、国庫負担率の嵩上げ等の措置を段階的に適用。
（2/3 → 3/4 → 4/4）

<激甚災害指定時の措置>

○さらに補助率等を嵩上げ（※）

（例）公共土木施設災害復旧事業 68% → 82%

（過去 5 カ年の実績の平均）

※プール計算方式（個別事業ごとに補助率を嵩上げするのではなく、各事業の地方負担額を合計し、地方公共団体の標準税収入に応じて一部を国が負担）

※激甚災害の措置は、いずれも一定以上の被害が生じた場合に適用され、その程度、範囲等は政令で定める基準に基づく。

令和 3 年度 災害復旧技術専門家 (九州ブロック国土交通省 OB) 勉強会

災害復旧技術専門家九州ブロック（国土交通省 OB）の勉強会が、令和 3 年 6 月 21 日（月）13：30～17：00 に九州地域づくり協会会議室及び九州地方整備局 DX ルームで開催されました。出席者は災害復旧技術専門家が 9 名、九州地方整備局から災害対策マネジメント室長はじめ 5 名の参加がありました。

九州地方整備局の技術検査官から、令和 2 年の災害査定状況、近年の災害査定をとりまく状況及び九州地方整備局の取組について説明を受けました。

災害復旧技術専門家九州ブロック長後藤氏が、災害復旧事業の基本について、近年の災害復旧の主な改正点（H26～）、改良復旧事業について等を講義しました。

また、九州地方整備局のインフラ DX 推進室建設専門官から災害査定現場のバーチャルツアーやクラ

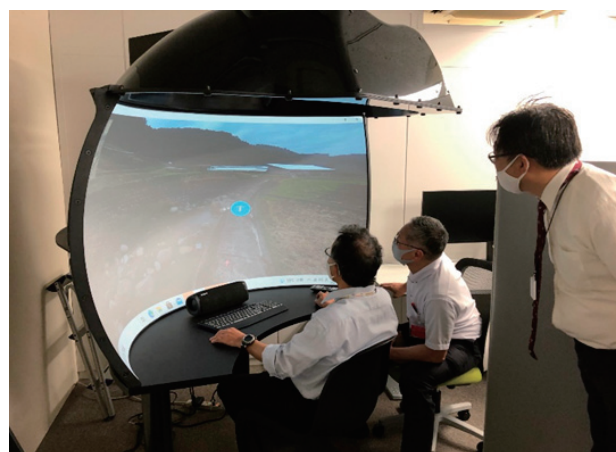
ウドによる点群データの活用について説明を受けました。

参加者からは勉強会を終わって、次のような意見がありました。

- ・災害査定から離れて時間が経つので、このような勉強会は最低年 1 回以上は開催してほしい。
- ・最新の災害査定の変更点は大変参考になった。
- ・近年の災害査定の変更点について、背景も含めた説明があったので大変良かった。
- ・360°写真を使ったバーチャルツアーやクラウドを用いた点群データ処理による 3D モデル等の作成・共有は災害査定で十分使えると考えられるため、今後、災害査定のデジタル化について検討していく必要がある。



DX ルームでの視察状況



DX ルームでの視察状況

◆派遣水防専門家コメント



北海道地区水防技術講習会での水防専門家活動について

おがた ひさし
尾形 寿（所属：荒井建設株式会社 北海道旭川市）

令和 3 年 7 月 19 日に行われた「北海道地区水防技術講習会」の講師として派遣されました。

講習会は、座学でのなわ結び、木流し工等の実技のすべてを屋内で実施しました。例年のとおり、午前の座学の最後のなわ結びまでを屋内、午後の土のう作りに始まる水防工法を石狩川の河川敷に場所を移して屋外で実施を予定していたのですが、急遽 3 日前に全てが屋内での実施となりました。新型コロナ対応は事前準備で種々の対策どおりだったのですが、連日の気温 35℃ の熱中症対応（実際に、旭川の最高気温 35.1℃ でした。）と、人口 33 万人の旭川市市街部石狩川沿いに「熊」出没で、河川敷の広い範囲に立ち入り禁止措置が講じられたために、すべてのメニューが屋内になりました。多少の雨では屋外決行ですので、「すべてのメニューが屋内で実施」は、北海道地区水防技術講習会では、「初めて」でした。

主催者事務局、準備にあたった（一財）北海道河川財団、講師の私、皆がバタバタの対応でしたが、無事に好評をいただき終了することができました。準備にあたった主催者、（一財）北海道河川財団等のみなさんは、全てを屋内で実施した貴重な経験を積み、屋内実施における講師の例が出来たのかと思います。

反省としては、水防専門家の PR が出来なかった。するべきだったかと思います。主催者作成の配布資料の実施要領に、「PR 1 ページ」なんて出来ないでしょうか。「これ、1 枚、入れておいて」で、出来そうな気がします。が、如何でしょうか。以上、気付きを含めて、無事終了のお知らせでした。今後とも、よろしくお願いします。

令和 3 年度「北海道地区水防技術講習会」

場 所：旭川市 近文市民ふれあいセンター
主 催：北海道開発局、北海道
後 援：北海道市長会、北海道町村会
協 力：札幌管区气象台
参加機関：旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、旭川市消防本部、大雪消防組合、旭川河川事務所災害時協定会社



土のう作りを指導する水防専門家（青色ベスト）

令和 3 年 発生主要異常気象別被害報告

令和 3 年 7 月 30 日現在 (単位：千円)

	冬期風浪及び風浪		豪雨		地すべり		融雪		地震		梅雨前線豪雨		台風		その他		合計	
	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額	箇所数	金額
北海道	2	385,500	9	309,000	1	80,000			1	80,000							11	694,500
岩手			3	14,700					<62>	<2,361,692>							5	174,700
									(5)	(1,521,600)							<62>	<2,361,692>
宮城			1	550,185					107	5,227,492							(5)	(1,521,600)
秋田			17	267,000							27	494,800			7	954,000	108	5,777,677
山形			23	365,000													51	1,715,800
									<20>	<1,285,000>							23	365,000
									(10)	(1,472,187)							<20>	<1,285,000>
福島					2	440,000			82	3,661,433							(10)	(1,472,187)
栃木			1	200,000	(1)	(3,000,000)											84	4,101,433
埼玉					1	3,000,000											1	200,000
千葉			(2)	(25,000)							46	998,300					(1)	(3,000,000)
神奈川			15	240,000													1	3,000,000
	<2>	<120,000>															46	998,300
新潟	(1)	(300,000)															(2)	(25,000)
	5	780,000															15	240,000
																	<2>	<120,000>
																	(1)	(300,000)
					6	770,000	10	327,000			7	310,000					28	2,187,000
富山	<2>	<450,000>			1	280,000	1	15,214									2	295,214
石川	2	450,000	1	5,800													<2>	<450,000>
福井			1	15,000	1	440,000	2	820,000									3	455,800
山梨			4	704,000							1	10,000			1	50,000	6	1,335,000
長野			20	790,000	1	200,000					10	196,232					4	704,000
																	31	1,186,232
岐阜			9	1,205,000	1	600,000	2	50,001			70	10,842,100					83	12,817,101
											<3>	<190,000>					<3>	<190,000>
											(3)	(75,000)					(3)	(75,000)
静岡			1	180,000	1	290,000					115	6,677,500					117	7,147,500
愛知			1	20,000	1	280,000					29	518,000					31	818,000
三重	1	1,000,000	12	442,000							2	59,000					15	1,501,000
滋賀					1	80,000											1	80,000
京都			1	21,000							9	170,300					9	170,300
大阪			1	19,000							1	5,000					1	21,000
兵庫											4	28,000					2	24,000
奈良																	4	28,000
和歌山			7	399,400	5	849,000					12	450,500					24	1,698,900
											<1>	<60,000>					<1>	<60,000>
											(5)	(58,000)					(5)	(58,000)
鳥取											262	4,506,000					262	4,506,000
											<1>	<4,300>					<1>	<4,300>
島根			1	10,000	1	15,000					1,419	24,795,885					1,421	24,820,885
岡山			51	353,096	1	80,000											52	433,096
			(2)	(26,620)													(2)	(26,620)
広島			1,038	15,007,083													1,038	15,007,083
山口			5	107,000	1	380,000					54	924,000					60	1,411,000
香川											3	49,000					3	49,000
愛媛											49	1,069,300					49	1,069,300
高知											87	940,800					104	1,466,800
福岡			17	526,000							9	131,000					9	131,000
佐賀	<1>	<80,000>			5	570,000					6	60,000			1	10,000	12	640,000
																	<1>	<80,000>
長崎	2	1,080,000			3	445,000					9	135,400					14	1,660,400
熊本					2	1,360,000					293	2,540,346			1	7,000	296	3,907,346
宮崎			1	20,000	2	920,000					46	533,100					49	1,473,100
											(1)	(35,000)					(1)	(35,000)
鹿児島			5	288,375							694	8,170,320					699	8,458,695
			(1)	(50,000)													(1)	(50,000)
沖縄			4	170,000							12	681,000					16	851,000
仙台									(3)	(132,348)							(3)	(132,348)
静岡									4	194,858							4	194,858
浜松											5	535,000					5	535,000
			(3)	(20,000)							8	553,000					8	553,000
広島			6	55,399													(3)	(20,000)
																	6	55,399
補助計	<5>	<650,000>	(8)	(121,620)	(1)	(3,000,000)			<82>	<3,646,692>	<5>	<254,300>					<92>	<4,550,992>
	(1)	(300,000)							(18)	(3,128,135)	(9)	(168,000)					(37)	(6,715,755)
	12	3,695,500	1,255	22,284,038	37	11,079,000	15	1,212,215	194	9,163,783	3,289	66,383,883			11	1,141,000	4,813	114,959,419
直轄計	1	10,000							1	53,000	6	1,013,000					8	1,076,000
合計	13	3,705,500	1,255	22,284,038	37	11,079,000	15	1,212,215	195	9,216,783	3,295	67,396,883			11	1,141,000	4,821	116,035,419

※被害報告は、月 2 回（15 日、月末）国土交通省 HP で公表。最新は下記をクリック

http://www.mlit.go.jp/river/toukei_chousa/bousai/saigai/kiroku/houkoku.html